

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年10月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年7月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、産休期間中である申立期間の標準報酬月額が低くなっている。  
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は24万円と記録されている。

一方、当時の厚生年金保険法では、第81条の2及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、当該申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者について免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、申立人の育児休業期間は平成9年9月3日から同年11月30日までの期間であり、申立期間における保険料免除期間は、同年10月及び同年11月であることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立期間前の平成8年10月から9年9月までの期間（当該期間のうち、平成9年9月は、育児休業期間中の保険料免除期間）に係る標準報酬月額は、8年10月の標準報酬月額の定時決定により26万円と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、上記育児休業期間中の保険料免除期間に該当する平成9年10月及び同年11月に係る標準報酬月額については、従前の期間に係る標準報酬月額が引き続くことが相当であることから、26万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成9年12月1日から10年7月1日までの期間については、オンライン記録により、当時の厚生年金保険法第81条の2の規定等に基づく育児休業期間中の保険料免除期間とされていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成9年12月1日から10年7月1日までの期間については、A社から提出のあった申立人に係る「給与明細」上の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額（24万円）は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

さらに、A社が加入していたB厚生年金基金（現在は、企業年金基金連合会）の加入記録では、申立期間のうち、平成9年12月1日から10年7月1日までの期間に係る標準報酬給与である24万円は、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間のうち、平成9年12月1日から10年7月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成9年12月1日から10年7月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を44万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日

A社から支給された申立期間に係る賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間に係る賞与について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「期末勤勉手当、勤怠支給控除一覧表」等から判断すると、申立人は、平成19年6月30日に支給された賞与から44万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月7日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったことを認めた上で、申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を39万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日

A社から支給された申立期間に係る賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間に係る賞与について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「期末勤勉手当、勤怠支給控除一覧表」等から判断すると、申立人は、平成19年6月30日に支給された賞与から39万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月7日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったことを認めた上で、申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を29万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日

A社から支給された申立期間に係る賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間に係る賞与について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「期末勤勉手当、勤怠支給控除一覧表」等から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が提出した「期末勤勉手当、勤怠支給控除一覧表」において確認できる賞与総支給

額及び保険料控除額から、29万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月7日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていなかったことを認めた上で、申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を59万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日

A社から支給された申立期間に係る賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間に係る賞与について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「期末勤勉手当、勤怠支給控除一覧表」等から判断すると、申立人は、平成19年6月30日に支給された賞与から59万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月7日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていないことを認めた上で、申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を32万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日

A社から支給された申立期間に係る賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間に係る賞与について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「期末勤勉手当、勤怠支給控除一覧表」等から判断すると、申立人は、平成19年6月30日に支給された賞与から32万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月7日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていないことを認めた上で、申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月30日

A社から支給された申立期間に係る賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間に係る賞与について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「期末勤勉手当、勤怠支給控除一覧表」等から判断すると、申立人は、平成19年6月30日に支給された賞与から38万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月7日に、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額について届出を行っていないことを認めた上で、申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 60 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 60 年 1 月まで

会社を退職した後、はっきりとは憶えていないが、A 町役場か社会保険事務所（当時）で国民年金の加入<sup>おぼ</sup>手続を行った。申立期間当時は、妻も国民年金に加入しており、妻が二人分の国民年金保険料を銀行で納付してくれていた。妻の国民年金保険料は納付済みとなっているが、私の保険料は未納とされている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A 町の国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 60 年 5 月 16 日に職権により払い出されていることが確認できる。

しかしながら、この時点で申立人は事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であり、申立人が所持する年金手帳の記載内容から申立人が当該事業所を退職した直後の昭和 62 年 2 月頃に新たに国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、既に職権により国民年金手帳記号番号が払い出されているにもかかわらず、新たに国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることを踏まえると、当該国民年金の加入手続時に、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認識していたとは考え難い上、この加入手続時点においては、申立期間のほとんどは、時効により国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、「当時は妻も国民年金に加入しており、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で一緒に納付していたと思う。」と供述しているところ、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 5 月 16 日に払い出され

ており、その国民年金保険料は、全て現年度納付していることが確認できるが、申立人に当初国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立人の保険料は過年度納付しかできず、申立人の妻とは納付方法が異なる上、申立人に新たに国民年金手帳記号番号が払い出された以降の 62 年 4 月からは、申立人及びその妻の国民年金保険料については、夫婦ともに同日に納付されていることが確認できることから一緒に納付していたとする申立人の記憶は、この頃の記憶と考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月

年金事務所に国民年金の加入記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっているとの回答であった。

私は、A 事務所（現在は、B 事務所。）を退職後、直ちに市役所で国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人が平成 9 年 4 月 21 日に申立期間を含む当該年度の国民年金保険料を一括納付（前納）しているものの、同年 10 月 9 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得したことから、同年 11 月に申立期間を含む同年 10 月から 10 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料の還付を受けた記録が確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険の適用事業所を退職後、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同市役所で国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、同記録により、申立人は、平成 10 年 3 月 31 日に国民年金被保険者資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失した記録となっているものの、当該資格取得及び資格喪失の記録は、16 年 4 月 1 日に追加訂正されたことが確認でき、同日以前において、申立人は国民年金に未加入であったことがうかがえることから、申立期間当時において、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 2398 (事案 727、1928 の再々申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から63年9月まで

申立期間の国民年金保険料を昭和58年、及び61年7月又は同年8月の2回に分けてA市B区役所に納付したとして、年金記録確認第三者委員会に対し、年金記録の訂正を2度にわたって申し立てたものの、いずれも認められなかった。

当時の保険料納付については、私の妻も2回に分けて申立期間の保険料を私が納付していたとはっきりと言い切っている上、今回、当時経営していた会社の事務を委託していた税理士事務所の名前を思い出し、同事務所に尋ねれば、当時のことが分かると思うので、改めて申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶が明確でなく、保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立期間は時効により保険料を納付することができないほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、iii) 申立人が2回目に保険料を一括納付したとする記憶は、平成3年において過年度納付及び現年度納付を行ったことに関するものと考えるのが自然であることなどとして、既に当委員会の決定に基づき20年11月27日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、2回目の国民年金保険料の納付について、経営していた会社の経理担当者から、自身の国民年金保険料納付のための現金を会社の金庫から出してもらい、A市B区役所の国民年金窓口で納付したなどとして再度の申立てを行っているが、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料の2回目の納

付をしたとする期間において、当該経理担当者には、他の事業所での厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、同人は、会社の金庫から申立人に国民年金保険料納付のためのお金を手渡した心当たりも無いと供述していること、

ii) さらに、A市では、昭和 49 年以降は、納付書方式による国民年金保険料の収納を行っていることから同市B区役所の国民年金担当窓口で保険料を納付することはできないことなどから申立内容とは符合せず、これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、平成 22 年 3 月 31 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時、経営していた会社の事務を委託していた税理士事務所の名称を思い出したので、当時の資料がその税理士事務所に残っているはずとして申立てを行っているが、当該税理士事務所に対して照会した結果、同事務所では、当時の書類は保管していないと回答していることから申立ての事実を確認することができない上、申立人の妻の供述のほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで

私は、A社（B社を経てC社に名称変更）が昭和 42 年 6 月に事業所を開設した当時から 48 年 8 月までの期間において同社に勤務した。私自身が社会保険事務所（当時）に同社の健康保険厚生年金保険新規適用届等の手続を行った当事者であり、公共工事を受注している会社として厚生年金保険に加入しているはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に勤務していたとする複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間のうち昭和 42 年 6 月 1 日から 48 年 8 月 23 日までの期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録は確認できず、B社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 49 年 4 月 1 日であることが確認できることから、申立期間当時、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「私自身が社会保険事務所にA社の健康保険厚生年金保険新規適用届等の手続を行った当事者であり、給与計算事務も行っていた。」と主張している一方、毎年行われるべき定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に係る記憶は無い上、「A社は個人事業所であり、事業主のほかに正規の従業員は私と同僚二人だった。B社になってからも同様の人数であったと思う。」と供述していることなどから判断すると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推認される。



さらに、前述の同僚のうち一人の妻は、「A社は厚生年金保険には加入していなかったと思う。私及びA社に勤務していた私の夫は国民年金に加入していた。」と供述しているところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、B社が、厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した5人のうち上記の同僚を含む3人は、オンライン記録によると、申立期間当時は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 13 日から 34 年 10 月 1 日まで

年金事務所の記録によると、A社及びB社（現在は、C社）に勤務していた期間について厚生年金保険の脱退手当金が支給されたこととされている。しかし、B社に勤務していた期間の脱退手当金は、同社を退職した後に受給した記憶があるが、A社に勤務していた申立期間については、事業所が倒産し、経営者も身を隠したため、倒産した当時、脱退手当金を請求することは考えられなかった。また、当該事業所の脱退手当金を受給しているのであれば、当該事業所を退職した後に勤務した別事業所の厚生年金保険被保険者期間についても併せて受給しているはずであるが、受給済みとはなっていない。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の脱退手当金は受給した記憶があるが、A社に勤務していた申立期間に係る脱退手当金については受給していない旨を申し立てしているところ、申立期間に係る脱退手当金については、オンライン記録により、申立期間及びB社の厚生年金保険被保険者期間を併せた期間を計算の基礎とし、昭和 38 年 3 月 1 日に支給されていることが確認できる。

また、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、オンライン記録の支給額と一致する上、B社における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和 38 年 3 月 1 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人及び複数の同僚の供述から、当該事業所においては事業所による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の給付裁定のために必要となる申立期間の標準報酬月額等が社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定を行った社会保険事務所（当時）へ昭和38年1月30日付けで回答された旨が記録されているなど、オンライン記録と符合する。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と脱退手当金が支給済みとされている期間とは、管轄社会保険事務所が異なる上、B社が脱退手当金の代理請求を行ったと考えられること等を踏まえると、昭和37年当時、社会保険事務所において、管轄が異なる別事業所の厚生年金保険被保険者期間については、把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上の不自然さはいかならない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 2 日から 57 年 2 月 28 日まで

A社の現場の責任者であり、技術者でもあったB氏（私の夫の義兄）から、「社会保険が付いているからC県へ勤務しに来ないか。」と提案されて、私の夫と一緒にD市E区に所在した申立事業所（A社かF社のいずれかは明確ではない。）に入社した。私及び私の夫は、会社が用意してくれた社員寮へ転居し、私の夫は現場で作業員としての業務に従事し、私は私たちが入居した社員寮の賄い業務に従事した。申立事業所は、工事現場附近に建っていた。私の夫は、F社から発行された「管理職教育修了証」を所持している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は在籍していた事業所について、「A社かF社のいずれかは明確ではない。」旨供述しているところ、A社に係る申立人の夫の雇用保険の被保険者記録などから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所の業務に従事していたことをうかがうことはできる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立人の夫の義兄に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、申立人及びその夫に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、被保険者名簿によれば、申立人及びその夫が名前を挙げた7人の同僚等のうち、5人の同僚等の厚生年金保険被保険者記録については確認できないことなどから判断すると、申立事業所では、全ての従業員を厚生年金保険に

加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A社の承継会社であるG社本社は、「申立人は、現場単位で臨時的に雇用されており、正社員ではなかったと推定できることから、厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行わなかった可能性がある。」と回答している。

加えて、申立人は、「私の夫は、F社から発行された『管理職教育修了証』を所持している。」と供述しているが、F社本社総務部は、「『管理職教育修了証』は、当社の下請け事業所の労働者等に対して交付するものであるから、申立人の夫は当社の社員ではなく、当社の厚生年金保険にも加入させていないと考えられる。」と回答しているところ、F社に係る被保険者名簿において、申立期間当時、申立人及びその夫に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びオンライン記録によれば、申立期間において、申立人及びその夫に係る国民年金保険料が納付されている記録が確認できる上、申立人及びその夫は、いずれも「会社からは健康保険被保険者証を受け取っていない。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 5 年 7 月 17 日まで  
② 平成 5 年 10 月 1 日から 10 年 6 月 16 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間①及びC社に勤務していた申立期間②に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していると思うので、両申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①における標準報酬月額について、企業年金連合会が提出したA社に係る申立人の平成3年7月1日から5年7月18日までの期間における標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、B社は、「当社は、A社と合併しているが、A社における当時の賃金台帳等の資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立期間①当時、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は、それぞれ、「厚生年金保険料は基本給に見合う標準報酬月額を基に算出され、給与総額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より低かったと記憶している。」、「給与については3か月ごとに見直しされていたため、変動があった。」、「営業職の場合、歩合給であったため、変動があった。」と供述しているほか、申立人の前後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の標準報酬月額を確認したところ、申立人と同様に標準報酬月額が変動している者が

複数確認できることなどから判断すると、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえない。

加えて、申立人はオンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を上回る保険料を控除されていたと主張しているところ、申立人が提出した平成元年から5年までの期間に係る「市県民税特別徴収税額通知書」並びに昭和63年から平成2年までの期間、4年及び5年に係る「給与所得の源泉徴収票」における社会保険料等の控除額を検証しても、申立人の主張を推認することができない。

- 2 申立期間②について、C社が提出した平成5年から10年までの期間における賃金台帳によれば、申立人の給与から控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致している上、申立人が提出した「給与所得の源泉徴収票」における社会保険料等の控除額は、当該賃金台帳の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人の申立期間②における標準報酬月額について、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

さらに、C社は、「標準報酬月額は社会保険事務所（当時）の記録どおりに届け出ており、厚生年金保険料も適正に控除していたと思われる。」と回答しているほか、オンライン記録により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「厚生年金保険料は基本給に見合う標準報酬月額を基に算出され、給与総額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より低かったと記憶している。」と供述している。

- 3 申立人は両申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3534 (事案 83 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 7 日から約 1 年 6 か月の期間  
② 昭和 40 年頃に約 6 か月の期間  
③ 昭和 40 年頃に約 6 か月の期間

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。全ての事業所において勤務していたことは事実であるので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、申立期間①のうち、昭和 39 年頃 (月不明) の期間についてはD社に勤務しており、同年 8 月から同年 9 月までの期間についてはE社に勤務していたとして年金記録確認第三者委員会に厚生年金保険の被保険者記録を認めるよう申立てを行ったが、記録訂正には至らなかったため、今回、新たに思い出したA社について再申立てを行うものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 39 年頃 (月不明) の期間に係るD社、及び同年 8 月から同年 9 月までの期間に係るE社については、適用事業所名簿において、いずれも厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 5 月 14 日付けで年金記録訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①について、A社に勤務していたことを新たに思い出したとして申立てしているところ、適用事業所名簿により、申立人が主張する所在地において確認できるA社は、昭和 40 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①のうち、同日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。



また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間①のうち、昭和40年5月1日以降の期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は連絡先不明により照会することができないほか、申立人は同僚等の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できない。

加えて、申立期間①のうち、昭和39年10月22日から40年4月1日までの期間については、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

2 申立期間②について、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、適用事業所名簿により、B社は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、事業所名及び所在地が類似しているG社については、申立期間②後の昭和42年4月1日に適用事業所に該当しており、申立期間②においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、当時の事業主及び同僚等の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除等について確認できない。

3 申立期間③について、申立人のC社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、C社は、「当社では、厚生年金保険被保険者の資格及び喪失に係る書類を全て保存しているが、申立人に係る記載は確認できない。申立期間③当時、夏場だけの臨時雇用員がおり、正社員についても、入社後、一定の期間については厚生年金保険に加入させない試用期間を設けていた。」と回答していることなどから判断すると、申立期間③当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況についても分からない。」と供述しているほか、申立人は、当時の同僚等の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間③における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控

除等について確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間③前後における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。